

財團協調會福岡出張所

出中松月、花山清、外五名の委員を選任

可決

三、内務省秘閣課糾弾に關する件

福岡縣嘉穂地區 花山清 說明

提案理由、實行方法別紙議案書參照

可決

○緊急勸諭

族稱廢止の件 熊本縣聯合會 宮村 又八

明治四年太政官布告によつて公法身分の差別はなくなつた以上士族の名稱は不要である之等の差別族稱を廢止せよ

實行方法 役員に一任

可決

四、部落改良施設獲得闘争に關する件

財團協調會福岡出張所

九聯本部 井本 麟之 說明

提案理由、實行方法は別紙議案書參照

可決

○緊急勸諭

僧侶の差別言辭に關し本願寺にその責任を問ふの件

熊本縣聯合會 某 說明

本願寺敎師遠藤良義の説教の中に於て差別言辭一特殊部落は何處の牛の骨か馬の骨か、云々、を用ひ何等反角しない、その僧侶の屬する東西本願寺内には融和團體あるにも不拘差別してゐる。この差別僧侶は熊本にて五名あり、徹底的に糾弾する。

實行方法として委員を設定して糾弾する。大會委員に一任交渉委員として出中松月、井元赫之 外一名選任